

ダイエット用健康食品等による 健康障害を防ぐために

県民のみなさまへ

近年、全国でダイエット用健康食品等による **健康被害が多数発生** しています。

こうしたいわゆる健康食品と称するものは安全と思われがちですが、含有成分や摂取方法によっては、健康に悪影響を及ぼす場合があります。

健康食品を摂取されて、健康状態を害されたと思われる場合は、早急にお近くの医療機関や保健所等にご相談ください。

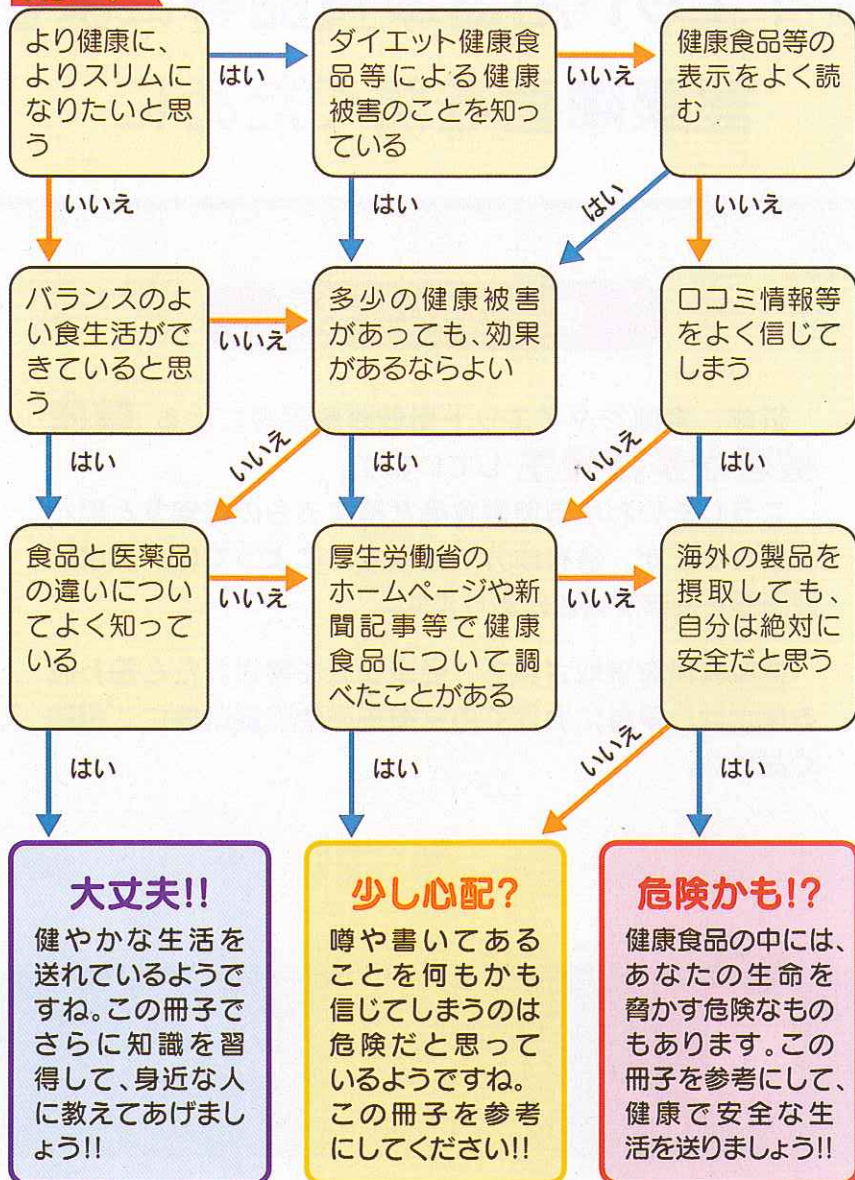


- 1 あなたはどのタイプですか？
- 2 ダイエット用健康食品にご注意
- 3 健康食品の個人輸入に関する注意ポイント
- 4 医薬品と食品の違い
- 5 健康食品等の相談先

徳島県保健福祉部薬務課

1 あなたはどのタイプですか？

スタート



2 ダイエット用健康食品にご注意

最近、ダイエット用健康食品等の摂取によると疑われる健康被害が多数発生しています。

Q1 ダイエット用健康食品とはどんな食品ですか？

A1 手軽にやせたい方をターゲットにした、ダイエット効果をうたった食品です。

Q2 これらの食品で健康被害はなぜ起きたのですか？

A2 原材料表示に表示されていない副作用の強い医薬品成分等が含まれていたことが原因と考えられます。

Q3 健康被害のあった健康食品に含まれていた医薬品成分等には、どのようなものがありますか？
またその成分は、人体にどのような症状を及ぼしますか？

A3 甲状腺ホルモン、フェンフルラミン、N-ニトロソフェンフルラミン、シブトラミンなどが検出されています。
主な症状としては、次のようなものがあります。

- 甲状腺ホルモン…動悸・脈拍増加・発汗・不整脈・手のふるえ・めまい・頭痛など
- フェンフルラミン…食欲不振・不眠・うつ状態など
- N-ニトロソフェンフルラミン…肝障害
- シブトラミン…血圧上昇、心拍数増加、頭痛、口渇、便秘、鼻炎など
- マジンドール…口渇、便秘、悪心・嘔吐、睡眠障害、胃部不快感など

Q4 医薬品成分が含まれていた健康食品の法的な規制はどうなっていますか？

A4 これらの健康食品は、日本国内では医薬品にしか認められていない成分を含んでいるため「無承認無許可医薬品」となり、製造販売することは薬事法違反となります。

Q5

ダイエット用健康食品以外に医薬品成分が検出された製品（無承認無許可医薬品）には、どのようなものがありますか？

またその成分は、人体にどのような症状を及ぼしますか？

A5

強壮・強精、血糖の降下、アトピー性皮膚炎などの効果を期待させる目的の健康食品から次のような医薬品成分が検出されています。

＜強壮・強精を目的とした成分＞

- シルデナフィル…頭痛、ほてり、視覚障害など
- エフェドリン…血清カリウム値の低下、心悸亢進、食欲不振、発疹、口渇など

＜血糖の降下を目的とした成分＞

- グリベンクラミド…低血糖又は低血糖症状、AST (GOT)・ALT (GPT) 上昇、発疹など

※AST (GOT)、ALT (GPT)は肝臓の機能をチェックする検査です。

＜アトピー性皮膚炎の治療を目的とした成分＞

- デキサメタゾン等ステロイド…感染症の増悪、満月様顔貌（ムーンフェイス）、けいれん、うつ状態など

Q6

健康食品等の摂取による健康被害が疑われた場合は、どうしたらよいでしょうか？

A6

ただちに**使用を中止**して、早急に**医療機関で受診**するとともに、**保健所等へご相談**ください。

3

健康食品の
個人輸入に関する注意ポイント

健康食品による健康被害の多くは、個人輸入やインターネットにより入手した製品が原因となっています。

Q1

消費者は被害の原因となった健康食品をどのように入手したのですか？

A1

個人輸入代行業者やインターネットを通じて個人輸入されたケースが多く、また、それらを知人等から譲り受けたものもありました。

Q2

個人輸入代行業者とはどのようなことをするのですか？

A2

個人が使用するために、外国から健康食品などを輸入するときに、必要な申し込みや代金支払いの書類上の手続きを本人に代わって行う業者のことをいいます。商品は、外国の販売業者等から代行業者を経由することなく直接消費者に届けられます。

Q3

健康食品を個人輸入するときは、どのようなことに注意すればいいですか？

A3

健康食品を個人輸入するときは、それぞれの国の法律が異なるため、日本では医薬品にしか含まれない成分が入っている場合もありますので、成分表示や説明書きなどをよく確認して理解した上で購入するなどの注意が必要です。

注意
ポイント

安い価格で外国の商品が購入でき、メリットが大きいように思える個人輸入ですが、安易な使用により健康被害に結びつくような製品もあります。個人輸入は外国の会社との直接の取引です。

自己使用のために健康食品等を輸入することは法的に認められていますが、その購入・使用により何らかの問題が発生しても**自己責任**で対応することになります。

また、個人輸入した健康食品等は、安易に知人へ譲ったりしないようにしてください。

4 医薬品と食品の違い

健康食品は「医薬品」ではありません。病気の治療や予防の効果があるかのような表示や広告には注意しましょう。

医薬品（医薬部外品を含む）

「医薬品」は、疾病の診断、治療又は予防に使用されるもので、法に基づき、品質、有効性（効能効果）、安全性などが評価されたものです。

食品（いわゆる健康食品を含む）

食品は、病気の治療などに用いるものではなく、「保健機能食品」を除き、機能等は表示できません。

「健康食品」も食品の一種であり、病気の治療や予防ができるかの広告がされている場合、その効果の内容は法に基づく評価を受けたものではないため、全てを真に受けることは危険です。



※「保健機能食品」とは、消費者庁が、安全性や有効性を考慮して基準、許可制度等を設定し、この基準などを満たした食品です。

注意ポイント

★健康食品と医薬品との相互作用について

食品を摂取することにより、医薬品の効果が通常より出すぎたり、効果が減少してしまうことがあります。

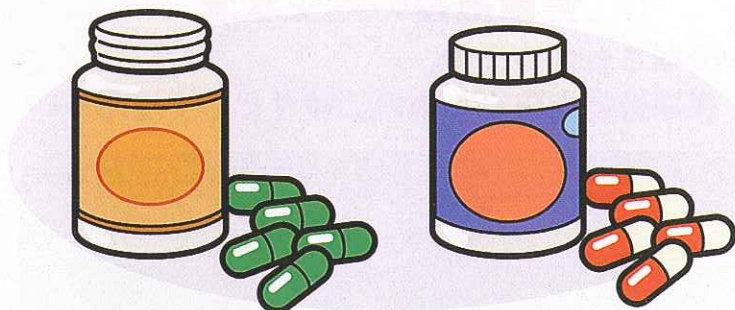
医薬品を服用している場合には、医師や薬剤師にご相談のうえ、健康食品を上手に利用するのが安心です。

★栄養成分の過剰摂取について

錠剤やカプセル状の「健康食品」には、少量で多量の栄養成分が含まれていることがあり、通常の食品では摂取できないような量を簡単に摂取できてしまうことがあります。

ビタミン等の体に必要な成分でも必要以上に摂取してしまうことにより、かえって身体に影響が出る場合があります。

栄養成分表示がされている場合はそれを参考にして、バランスのよい栄養成分の摂取に心掛けましょう。



5 健康食品等の相談先

○ダイエット用健康食品等を摂取されて、健康状態を害されたと思われる場合は、早急にお近くの医療機関や保健所等に相談してください。

東部保健福祉局(徳島保健所)	088-652-5152
東部保健福祉局(吉野川保健所)	0883-36-9016
南部総合県民局保健福祉環境部(阿南)	0884-28-9870
南部総合県民局保健福祉環境部(美波)	0884-74-7345
西部総合県民局保健福祉環境部(美馬)	0883-52-1011
西部総合県民局保健福祉環境部(三好)	0883-72-1121
保健福祉部薬務課	088-621-2232
保健福祉部生活衛生課	088-621-2229

厚生労働省のホームページに

医薬品成分が検出された製品名や 健康被害の発生状況

が公開されています。

健康被害を防ぐためのご参考としてください。

健康被害情報・無承認無許可医薬品情報

<http://www.mhlw.go.jp/kinkyu/diet.html>